

フィデリティ・ 環太平洋株式 ファンド

愛称：環太くん

追加型投信／内外／株式
2013.11.18

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内外	株式	その他資産(投資信託 証券(株式(一般)))	年2回	北米、中南米、アジア、 日本、オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。**また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社【ファンドの運用の指図を行なう者】

フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第388号

設立年月日：1986年11月17日

資本金：金10億円(2013年9月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額…
3兆7,710億円(2013年9月末現在)

受託会社【ファンドの財産の保管及び管理を行なう者】

株式会社りそな銀行

●この投資信託説明書(交付目論見書)により行なうフィデリティ・環太平洋株式ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2013年10月30日に関東財務局長に提出し、2013年11月15日にその届出の効力が生じております。

●ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者の皆様にご意向を確認させていただきます。

●ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

●投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

〈照会先〉 **フィデリティ投信株式会社**

●フリーコール： **0120-00-8051** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

●ホームページ：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>



1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドの特色

- 1 フィデリティ・北米経済圏株式マザーファンド(国内証券投資信託)、フィデリティ・ファンズーパシフィック・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)、フィデリティ・オーストラリア配当株投信(適格機関投資家専用)(国内証券投資信託)の各受益証券への投資を通じて、米国・メキシコ・アジア(日本を含む)・オーストラリアの金融商品取引所に上場している株式を主要な投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
- 2 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 3 各投資信託証券への配分は、投資信託財産に対して概ね以下の比率を基本とします。戦術的な資産配分は原則として行ないません。ただし、運用環境の変化により、基本配分比率を変更する可能性があります。
 - フィデリティ・北米経済圏株式マザーファンド(国内証券投資信託)……………45%
 - フィデリティ・ファンズーパシフィック・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)……………45%
 - フィデリティ・オーストラリア配当株投信(適格機関投資家専用)(国内証券投資信託)……………10%
- 4 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

[追加的記載事項]

投資対象ファンドの概要(2013年9月現在)

ファンドは、下記の投資対象ファンドを主要投資対象とします。

下記の記載事項は、当該投資対象ファンド固有の事情により変更される場合があります。

下記以外のファンドが追加になる場合、または下記ファンドが投資対象ファンドから除外される場合があります。

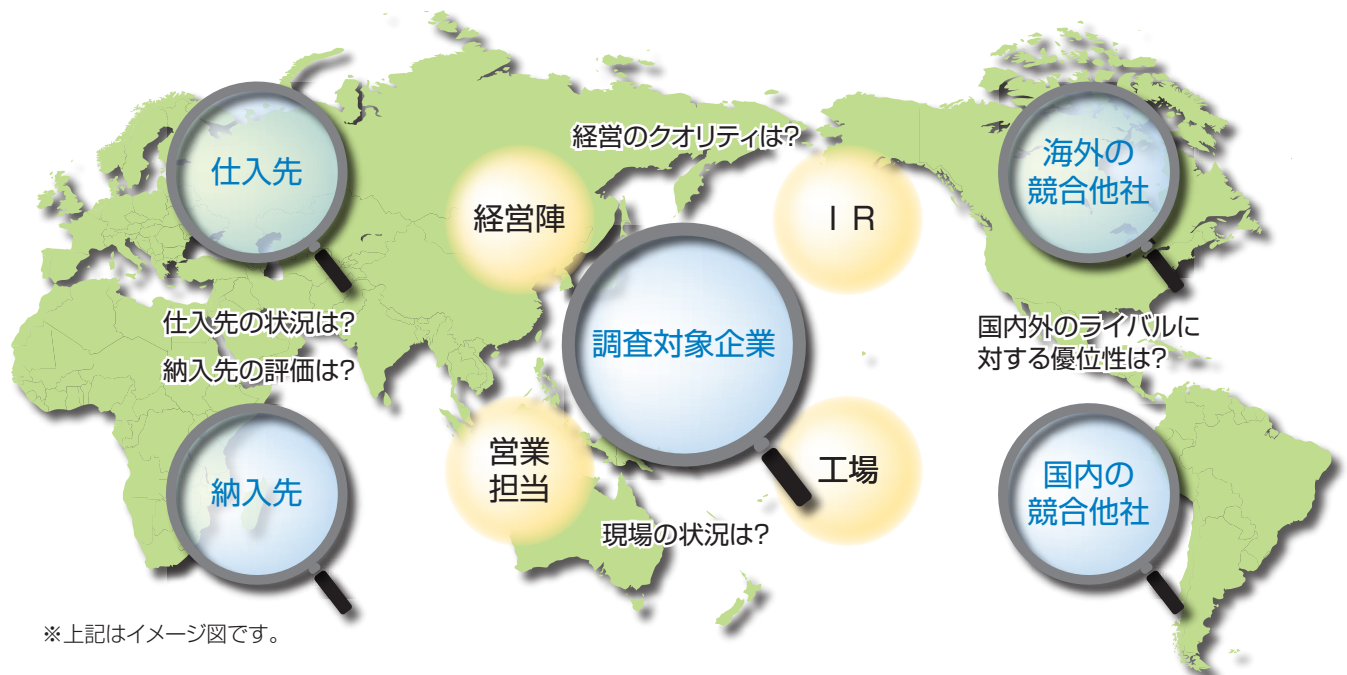
投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・北米経済圏株式マザーファンド* (国内証券投資信託)	フィデリティ投信株式会社 運用の委託先: FILインベストメンツ・ インターナショナル(英国)	主として米国およびメキシコの金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。
フィデリティ・ファンズーパシフィック・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人)	FILファンド・マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として太平洋の海岸線を持つ国々(日本、東南アジアおよびアメリカ合衆国)の企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目標とします。
フィデリティ・オーストラリア配当株投信 (適格機関投資家専用) (国内証券投資信託)	フィデリティ投信株式会社 マザーファンドの運用の委託先: FILインベストメント・マネジメント (オーストラリア)・リミテッド	フィデリティ・オーストラリア配当株マザーファンド受益証券への投資を通じて、オーストラリア証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要な投資対象とし、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。

*2013年11月20日に設定予定です。

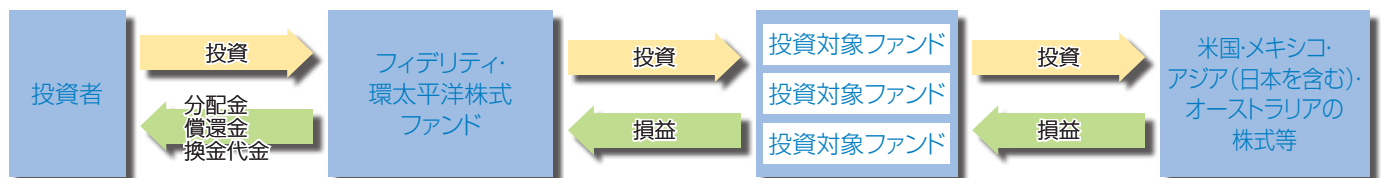
[グローバルな企業調査]

企業活動のグローバル化が進み、企業の成長性などの差が広がるなか、その企業だけの調査では十分ではありません。

仕入先や関係会社の調査はもちろんのこと、グローバルネットワークを活かして、世界中の競合他社との比較も行ないます。



ファンドの仕組み



ファンドは、複数の投資信託証券(投資対象ファンド)への投資を通じて、主として米国・メキシコ・アジア(日本を含む)・オーストラリアの株式等へ実質的に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。

主な投資制限

投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への投資	直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	制限を設けません。

収益分配方針

毎決算時(原則2月、8月の各26日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等(ファンドが主に投資を行なう投資対象ファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

主な変動要因

価格変動リスク	基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
エマージング市場に関わるリスク	エマージング市場(新興諸国市場)への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

クーリング・オフ	ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
デリバティブ(派生商品)に関する留意点	ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。
分配金に関する留意点	分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。 ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

- 運用部門 部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが、さまざまなリスク要因について協議し、ポートフォリオ構築状況をレビューしています。
- 運用に関するコンプライアンス部門 法令および各種運用規制等の遵守状況について、モニタリングの結果を運用部門等にフィードバックしています。

3. 運用実績

※運用実績について別途月次等で適時開示する予定であり、その場合委託会社のホームページにおいて閲覧できます。

フィデリティ・環太平洋株式ファンド

ファンドの運用は、2013年12月16日から開始する為、届出日現在運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドは、ベンチマークを設定しておりませんので、ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載しておりません。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購 入 価 額	当初申込期間：1口＝1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換 金 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社が受付けたものを、当日のお申込み受付分とします。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	ニューヨーク証券取引所およびメキシコ証券取引所の休業日またはニューヨークおよびメキシコシティにおける銀行の休業日においては、お申込みの受付は行ないません。
購入の申込期間	当初申込期間：2013年11月18日から2013年12月13日まで 継続申込期間：2013年12月16日から2014年11月21日まで ※申込期間は上記の期間終了前に、ファンドの有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超えるご換金はできません。また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信 託 期 間	2013年12月16日(設定日)から2018年8月27日まで
繰 上 償 還	ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。
決 算 日	原則、毎年2月、8月の各26日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。 ※第1期の決算日は2014年2月26日とします。
収 益 分 配	年2回、収益分配方針に基づいて、分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円
公 告	委託会社が投資者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年2月、8月のファンドの決算時及び償還時に運用報告書を作成し、知れている投資者に対して交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。(2014年1月1日以降) 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	3.675%*1(税抜3.50%)を上限として販売会社が定めます。 *1 消費税率が8%になった場合は、3.78%となります。	
信託財産留保額	基準価額に対し0.30%です。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、年1.299375%*2(税抜1.2375%)の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計算され、ファンドの毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 *2 消費税率が8%になった場合は、年1.3365%となります。なお、下記の配分についても相応分上がります。	
	【運用管理費用(信託報酬)の配分】(年率)	
	ファンドの純資産総額に対して	1.299375%(税抜1.2375%)
	委託会社	0.433125%(税抜0.4125%)
	販売会社	0.84%(税抜0.80%)
	受託会社	0.02625%(税抜0.025%)
投資対象とする投資信託証券*	年率0.42%(税抜)程度	
実質的な負担*	年率1.73%*3(税込)程度 *3 消費税率が8%になった場合は、年率1.77%となります。	
その他費用・手数料	組入価証券の売買委託手数料、立替金の利息等	ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。
	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等	ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

* 2013年9月現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。
※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

[税金]

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

※上記は2013年9月末現在のものです。上記税率は2013年12月31日まで適用されるものであり、2014年1月1日以降、20.315%となる予定です。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、2014年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

